様式第８（第８条第２項関係）（平31厚労令４・令元厚労令20・令２厚労令208・一部改正）

認定書

番　　号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第12条第１項の規定に基づき、下記１の者は、下記２の中核的研究機関と共同して行う下記１の研究、中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である下記１の研究又は中核的研究機関が行った研究の成果を活用する下記１の研究に必要な下記３の施設を当該中核的研究機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年　　月　　日

厚生労働大臣

記

１　研究の概要及び当該研究を行う者
２　１の研究を行う者と共同して研究を行う中核的研究機関
３　中核的研究機関の敷地内に整備する施設の概要
４　３の施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果を中核的研究機関に無償で提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とする文言

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　上記２については、上記１の者が中核的研究機関と共同して研究を行おうとするときに記すこと。
３　上記３及び４の中核的研究機関については、その名称を記すこと。